

第22回PI外環沿線協議会 会議録

平成15年 6月26日(木)
於：東京都庁第一庁舎5F大会議室

【司会(西川)】 それで00は、時間になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。私、本日の司会役を努めさせていただきます国土交通省の東京外かく環状道路調査事務所の西川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、ここで撮影時間は終了になりますので、報道の皆様にはご協力お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、資料紹介まで撮影時間とさせていただきますことよろしいでしょうか。

傍聴されています方々につきましては、受付で配付しております注意事項に沿いまして、会の進行にご協力お願いいたします。

それでは、ただいまから第22回PI外環沿線協議会を開催いたします。

本日は、杉並区の本橋さん、調布市の新谷さん、狛江市の石井さん、それから、国土交通省の川瀧さんにおかれましては、ご都合により欠席されるとご連絡いただいております。

それでは、まず、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

【事務局(伊藤)】 事務局を担当します国土交通省の伊藤でございます。

本日の配付資料の確認をさせていただきます。クリップどめをしている資料です。まず1枚目が議事次第です。それから座席表。あとは資料です。

資料-1は名簿でございます。今回から新しく、三鷹市の樋上寛さん、それから、東京都の成田さんの後任で道家孝行さんに参加いただいております。その部分が変更になっております。

続きまして、資料-2は前回の会議録です。それから、飛びまして、資料-3、前回の協議会でいただいた意見をまとめたものです。それから、資料-4、先日行われました運営懇談会の報告です。報告の中に今日の間とりまとめもありまして、飛びまして、資料-5が協議員の方から出された資料ということで、今日は栗林さんから資料が出ております。それが資料-5です。

それから、参考資料-1としてアンケート結果。それから、参考資料-2として、本日新聞折込で配布させていただきました外環ジャーナルの11号をお配りしております。あと、別紙でアンケートをお配りしております。それから、机の上にはこれまでの説明資料等を綴じたファイルを用意しております。

以上が本日の配付資料です。

【司会(西川)】 資料の確認につきましては以上ですが、足りない資料等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、撮影時間はここまでとさせていただきますが、よろしいでしょうか。では、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、会議に入る前に、本日、新しい協議員の方にご参加いただいておりますので、一言簡単にご挨拶をお願いいたします。三鷹市の樋上さんでございます。お願いいたします。

【樋上協議員】 三鷹在住の樋上寛でございます。

ご挨拶と申しましても、この協議会の資料、ナンバー1からナンバー3、中身を見るだけでも大変な量でございます。また、中間のまとめも前もって読ませていただきました。内容が整理され、とてもよくまとまっています。皆さん、大変なご苦労をなさったんじゃ

ないか、と思います。これから具体的な問題の検討ということになるかと思いますが、私自身、いろいろな考え方もございますけれども、よく事情を知らないで申し上げるのはどうかと思いますので、ただいまは控えさせていただきます。

ただ、一言コメントさせていただきますと、あるいは、もう触れられたかもしれませんが、もしも仮に大深度地下道というようなことになれば、排水の問題、ドレナージュ、これがどうなっているのか。車に、人も乗っているわけですから、エマージェンシーのときどういうふうに退避するのか。ジャンクションとか、あるいはインターチェンジ、その他にどのような退避ルートがあるのか。地上にもいろいろな所に影響すると思います。検討されていなければ、これらの問題も加えていただければと思います。

ありがとうございました。

【司会（西川）】 ありがとうございました。

それでは、東京都の道家さん、お願いいたします。

【道家協議員】 東京都都市計画局の外かく環状道路担当部長の道家孝行でございます。6月16日、先週着任いたしました。当協議会に参加させていただきます。もとより非力でございますけれども、一生懸命取り組む所存でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

それでは、本日の会議の進め方につきまして、まず確認をさせていただきます。

まず、資料 - 3、それから資料 - 4の方を事務局より説明させていただきます。皆様に確認をいただきます。その後、中間とりまとめについて議論していきたいと思っております。

それから、資料 - 5として、栗林さんから資料提供をいただいておりますが、本日の議論のテーマとは少し内容が異なると思っておりますので、次回以降、効果と影響の議論の中でご説明いただいて、議論いただくということによろしいでしょうか。では、そのような流れで進めていきたいと思っております。

それでは、続きまして、前回、21回の会議録につきまして、皆様にご確認いただきたいと思っております。資料 - 2の方でございますが、ご確認、お願いいたします。特に問題がなければこのような形で公表させていただきますが、よろしいでしょうか。

特にないようですので、この形で本日から公表とさせていただきます。

続きまして、前回の協議会で皆様からいただいた意見を整理しております。それから、先週開催しました運営懇談会の報告も、併せて事務局からさせていただきます。

【事務局（伊藤）】 まず、資料 - 3をご覧ください。前回の協議会で協議員から出された意見をまとめたものです。事前に見ていただいていると思っておりますので、今日の中間とりまとめで修正箇所等を確認する際に参考にさせていただければと思います。

続きまして、資料 - 4です。運営懇談会の報告です。先週、6月17日に行われております。参加者は以下にあるとおりです。運営懇談会からの提案としまして、まず1つ目は、後で説明します中間とりまとめの修正案の提案です。2つ目は、中間とりまとめの冒頭に、協議員主体で作り上げたものとわかるよう記載する、そういう提案です。3つ目につきましては、「別添「中間とりまとめについて」のとおりとする」とありますけれども、その別添の中間とりまとめが、ちょっと飛びまして、中間とりまとめの修正版の終わった後、資料 - 5の前、右上に「運営懇談会作成」と書いてある紙です。「中間とりまとめについて」という題名のものです。資料 - 5の前のページです。2つありますように、今日、中間とりまとめがまとまった場合には、事務局の方で製本して、各協議員の方に必要部数を配付する。それから、オープンハウス等の場を通じて広く一般に配布していきたいというふうに考えております。2つ目としましては、今日まとまりましたら、明日27日に国土交通省、それから東京都の記者クラブに資料配布する予定でございます。これが、中間とりまとめの取り扱いについての運営懇談会の提案です。

以上が、資料 - 4、運営懇談会の報告でございます。

【司会（西川）】 ただいま事務局から説明がありましたが、順番に確認をさせていただきます。

まず、資料 - 3の皆様から出された意見の方につきまして、このような形でよろしいでしょうか。

続きまして、資料 - 4の方でございますが、【主な提案】として3項目あるかと思えます。(1)につきましては、後ほど説明があります。(2)につきましても、後ほど議論ができるかと思えます。(3)につきましては、最後に、中間とりまとめの議論が終わりましたら再度ご確認させていただきますが、このような形で今日の議論に入っていきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

特に意見がないようであれば、このような形で中間とりまとめの議論に入っていきたいと思えます。

中間とりまとめは、後ほど事務局から内容の説明をさせていただきますが、今日はその中間とりまとめ案について集中的に議論していきたいと思っております。

冒頭、時間配分をさせていただきますと思えます。

まず、事務局からこの修正案について説明をさせていただきます。その後、議論をさせていただきます。そこでいろいろな意見が出たものを事務局がまとめさせていただきます。最終的に皆さんにご確認をする時間もございますので、8時頃をめぐり一旦議論を終了させていただければと考えておりますので、進行の方にご協力お願いいたします。

それでは、事務局から中間とりまとめの修正案について説明をさせていただきます。

【事務局（伊藤）】 資料の右上に「修正版」と書いてある「PI外環沿線協議会中間とりまとめ」で説明したいと思えます。

表紙、そして、1枚目は名簿でございます。2枚目が目次でございます。これは構成は変わっておりません。そして、1ページから本文です。

今日はとりまとめですので、本分につきましては読み上げさせていただきますと思えます。1ページ目の1行目からいきます。

『本中間とりまとめは、住民協議員から提案されたとりまとめ案をもとに、協議員有志から構成される運営懇談会で1つの案にまとめ上げ、協議会での議論を経て、協議員全員の総意として作り上げたものである。』

1.はじめに。「当協議会は、東京外かく環状道路（以下、外環と略す）について「PI外環協議会（仮称）設立に向けた確認内容」を踏まえ、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞くパブリック・インボルブメント（PI）方式で話し合うことを目的としている。」「協議会発足に先立って、9回にわたり住民と行政が準備会で協議会のあり方について議論し、以下の基本認識で双方確認して協議会が発足することとなった。』

基本認識（1）原点について。「外環の計画については、これまでの経緯を十分に踏まえて、実質的には、現在の都市計画を棚上げにし昭和41年都市計画決定以前の原点に立ち戻って、計画の必要性から議論をする。」（2）必要性の有無（効果と影響）について。

「必要性の議論については、計画ありきではなくて、もう一度原点に立ち戻って、計画の必要性から検討する。」「協議会は結論を出す場ではないが、公開して進めるので、より多くの人にその議論の内容を知ってもらうことに意義がある。」「このため、協議会での必要性の議論は、その後の計画の検討をどのようにしていくかということに重大な影響を与えるものと考えられ、社会的にそれを無視することは難しいと考える。」「協議会での議論やその他の幅広い意見を踏まえ、様々なプロセスの中で外環計画の意義について、社会全体で検討するものとする。」「その中には、上位計画における議論も含んでおり、そのプロセスを経た結果、社会全体として外環計画の意義がないとの社会的判断がされれば、事実上計画を休止することもあり得る。」

「協議員は、外環沿線の7区市（練馬区・杉並区・武蔵野市・三鷹市・調布市・狛江市・世田谷区）で外環計画に関する活動をしている方（賛成、反対は問わない）から7区市および国・都が推薦した18名と7区市の担当者7名、国・都の担当者4名の29名で構成されている。」「住民の代表と区市、国と都の担当者が対等の立場で、国民にとって大切な社会資本の整備について話し合うことは画期的なことであり、将来のルール化にも生かせるPIの模範となるよう努めてきた。」

「協議員の任期終了に際して、これまでの議論の論点を整理し、次期PI外環沿線協議会に向けてとりまとめたものとして公表し、今後のPI活動の礎となることを期待する。」「また、この中間とりまとめが、協議会だけでなく、広く地域に浸透し、論議に活用されるよう、次期協議員は広い視野から論議に参加されることを期待する。」「今後は、議論が言い放し、聞き放しにならないよう、各論点について具体的な対策など議論の結果を一つ一つ確認し、意見が対立した場合は、論点を明確にしつつ次へ進む必要がある。」

2.協議会の運営。協議会の運営にあたっては、次のことが確認された。「事務局は当面、国土交通省関東地方整備局および東京都都市計画局に置く。」「進行役は当面、事務局または国と都の協議員が行う。」「第12回から協議会前に議題整理のための運営懇談会を行う。」「協議会は、傍聴を認め、資料・会議録はインターネットで公開する。」

3.これまでの協議会の経過。平成14年6月に本協議会が設立し、計22回の協議会（21、22回目は中間とりまとめの議論）、計9回の運営懇談会、計2回の現地視察を実施した。開催経過については別紙1を参照。

4.これまでの主な討議の内容。(1)昭和41年都市計画決定について。昭和41年の都市計画決定については、PI外環沿線協議会では、次のように確認された。「外環が都市計画決定された当時の都市計画法（大正8年制定）は、関係住民や自治体に事前に説明する義務はなく、また、意見を反映する仕組みにはなっていなかった。都市計画審議会の審議員構成や投票方法においても、国・都が提示した案件はほとんど承認されるような実態になっていた。」「当時の都市計画決定手続きは、現在から見れば非常に不備なものではあるが、手続論的には合法的に行われた。しかし、都市計画審議会の会議録から、その審議過程で、短期間に強引に進められたことは明らかである。」「資料によると、国は昭和35年頃から、東京都は昭和36年頃から調査・検討を行っていたにもかかわらず地元の住民、区市に知らされたのは昭和41年の都市計画審議会の直前であり、説明も十分に行われていなかった。」こうした意見に対して国と東京都は次のような見解を明らかにした。「昭和41年の都市計画決定は合法ではあった。しかし、住民との話し合いがなく線引きしたこと自体にも反省すべき点はあった。」「住民に大変な不便をかけていることは、大変遺憾である。」

国と都は、このことを深く反省し、今後の教訓として、地域の環境や生活に与える影響の大きい公共事業においては、説明責任を十分に果たし、住民の意見の反映する仕組みを、住民と協議しながら構築すべきである。

(2)計画の必要性について。外環計画の必要性について、国は「今後、外環計画について意義がないと社会的に判断された場合は、事実上計画を休止することもありうる」ことを確認した。

(3)国と都の「外環に関する方針」の発表について。国と東京都が合意した「方針」（平成15年1月10日、3月14日）（別紙2,3を参照）の発表について、次のような意見が出された。「沿線協議会は住民・区市と国・都が話し合う場であり、最も重要な課題である必要性の有無について相互の意見を交換している最中に、一方の当事者である国と都が独自に「方針」を決定し、一方的に発表したことは、沿線協議会で積み上げてきた相互信頼と成果を全面的に否定し、存続そのものを危うくするものである。」「それまで議論されてきた前提条件と補償等の考え方が大きく異なり、沿線住民にとっての影響は全く改善されない大深度地下案を、工事短縮・建設費削減などのメリットだけを強調して唐突に発表したこ

とは信義に反する。」「この半年間、誠心誠意取り組み、ようやく「原点」や「必要性の有無」について本格的な意見交換を行うことが決まったにもかかわらず、これをないがしろにすることは協議会関係者の信頼を失う行為である。」「国と東京都は、昭和41年の教訓を生かしていないのではないか。」「沿線協議会を軽んじているのではないか。」「国と都の「方針」は記者会見ではなく沿線協議会で発表すべきではないか。」

(4)地上部の街路について。国と東京都が合意した「方針」のなかの地上部街路については「外環に係わる計画について、今、議論している高速道路の必要性の有無と地上部街路の議論は切り離し、高速道路の議論がある程度集約された段階で地上部街路の議論を行うこととする。外環に係わる計画の見直しにあたり、地上部街路については、街路の機能として不必要な部分は廃止となり、必要な部分は整備することとなる。その際、高速道路と地上部街路をあわせて都市計画変更することとなる」ことが確認された。

(5)ジャンクション、インターチェンジについて。国と都は1月に「東京環状道路有識者委員会から最終提言を頂いたので、この提言を尊重し、インターチェンジについてはインターチェンジ無しを検討の基本とするが、その設置については地元の意向等を踏まえる」と公表し、3月に「インターチェンジについては、今後、地元の意向等を踏まえながら、設置の有無について検討する。その際、設置要望のあった青梅街道インターチェンジについては、さらに地元の意向を把握していく。その他のインターチェンジについては、ジャンクション構造の一体的活用について検討する」と発表した。それを踏まえてインターチェンジに関し、以下のような指摘があった。「外環が整備された場合の、3つのジャンクション、5つのインターチェンジ毎の、外環本線および周辺道路についての詳細な推計交通量を示すべきである。」「大深度法が適用されれば今まで地域で議論してきたことが水泡に帰してしまう。まちをおこすということではインターチェンジが必要な地域もある。」「青梅街道にインターチェンジが出来ると換気塔も必要になり立ち退きが増えるので絶対反対。」「練馬区としては青梅街道インターチェンジは必要と考えている。地下水、換気塔について各協議員から出されている意見を充分議論するため、早く現地調査すべきである。」「青梅街道インター設置は杉並区には無理。インター計画の場所がいかに学校や幼稚園のそばにあるか、一度場所を視察して欲しい。」「交通量や換気処理について一番影響を及ぼすのはジャンクションとインターチェンジ周辺なので、きちんと説明すべきである。」「インターチェンジを極力少なくするという東京環状道路有識者委員会の提言についてどう理解しているか。」「インターチェンジをつくれれば開削となり、善福寺池がどうなるかわからないのではないか。」「大泉インターチェンジのランプの地下化、出入口の分散化などの対応を考えるべきである。」

(6)換気所について。国は「今後検討していく外環道本線及び連絡路の延長・勾配や交通量等に基づき、必要となる風量等を算出して、換気所の必要数や位置を検討していくこととなる。その際、沿線や地上部への影響を極力小さくする観点が必要であると考えている。なお、トンネル出口からのガスの漏れ出しを防ぐため、一般的にジャンクション及びインターチェンジでは換気所が必要になるので、インターチェンジがない場合でも最低3箇所の換気所が必要になると考えている。」との見解を表明した。それに対して次のような意見があった。「大気への影響に関し、換気所の設置数、設置場所、汚染物質の拡散範囲について早急に示されるべきである。」

(7)地下水について。外環沿線には貴重な地下水が多数存在するので、地下案に伴い、地下水、地下水脈に与える影響を懸念する意見が多く出された。さらに、次のような意見が出された。「既存資料による知見だけではなく地下水の実態調査を早急に行うべきである。」「開削部分は特に地下水の分断が懸念されるので、下水道を分流方式にするなど、地下水の保全・回復を考え、さらには水と緑の修復保全、生態系の保護回復につなげていくべきである。」

(8)外環の効果について。国と東京都は、首都圏の交通の現状や外環（埼玉県側区間）の効果事例などについて、説明を行なったが、それに対して以下のような指摘があった。「東京23区の通過交通14%(大型車は33%)の計算方法及び詳細な内訳が不明確である。」「既存の外環の周辺道路において、交通量が増加している実態があり、その原因を明らかにして欲しい。」「環境庁が委託調査した結果によると、渋滞解消の名目で道路を新設しても、結果として自動車総量は増加すると書かれている。」

外環の効果については、国から関越道～東名高速が開通した場合の外環の交通量や周辺の自動車通行量などについての十分な資料が提出されず、まだ十分な議論が行われておらず、今後の議論の課題となっている。

(9)交通量について。国は、平成11年度観測交通量に基づいた、外環が整備された場合の推計交通量に関する資料を提出した。それに対して、次のような意見があった。「外環を含め三環状道路が整備された場合（外環が関越道から東名高速まで整備された場合と、湾岸道路まで整備された場合とを分ける）、整備されない場合など、色々なケースについて、東京の交通や環境がどのように変化するか、シミュレーションを行うべきである。」

(10)外環練馬区間（関越道～埼玉県境）について。外環練馬区間の谷原地区では、国と東京都により、強引に外環計画が進められた結果、大きな問題が現在も存在していることが指摘された。東京都からは対策等についての説明があったが、現状は渋滞と生活道路への車両の侵入により、地元住民は困惑しており、谷原交差点等の改善効果はいまだに見られない。この問題については「必要性の有無」の議論とは切り離して解決が図られるべきという指摘があった。国と東京都、練馬区は当初の説明通りに約束を履行すべきであり、改善策を明示して地元住民が安心できるよう努めるべきである。また、次のような意見があった。「練馬区は、都市計画変更案に関する都からの意見照会に対して、21項目の条件を付して回答している。」「笹目通りと放射7号の交差点の拡幅に向けた用地買収や環状8号線の整備など、現在でも谷原交差点の渋滞対策が進められている。」「外環の練馬区間の整備は当時の非常に乱暴な古い体質の行政文化の中で行われた。」「国と都は道路公団に事業実施を丸投げしたため、地元は公団との折衝に苦労した。」「放射7号線などの関連街路の整備を行わなかったため、激しい渋滞が発生している。」「わずか1km余りの区間に谷原交差点と関越道練馬IC、外環大泉ICがあり、これらの複合的な影響を受けていることを理解し、対応を急ぐ必要がある。」

(11)オープンハウス等について。沿線協議会は、地元に着した、生活に根ざした意見を吸い上げるとともに、住民同士が議論したり、話を聞いたり質問する場としてPI外環沿線協議会、地元区市、東京都都市計画局、国土交通省関東地方整備局が共催でオープンハウスを行うことが確認された。開催の場所、日時、内容等は相談して決め、各地区の実情に合わせて開催できる地区から順次開催していくことが決まった。協議会だより（仮称）については、さらに検討を進めていくことになった。

5. 必要性の有無についての論点。必要性の有無に関する議論について、協議員から出された質問・意見を事務局で以下の通り分類した。1)総論(論点)「協議会の議論内容について共同宣言を出すべきこと。」「協議会は将来的に約束が履行されているかを監視する機能を持たせ、将来的に、地元に影響があった場合には住民参加により評価し、それを修復していくシステムの構築と担保が必要であること。」「議論の過程で課題が生じた場合、行政は「止めることも視野に適切な対応をする」と宣言すべきこと。」「(今後の対応)「事後評価のあり方として、行政、事業者側だけでなく住民側も加わっていくという方向性はあり得る。」「総論については、必要性の有無(効果と影響)の最終段階で再度議論する。」

2)影響(論点)「大深度地下区間に関するまちづくりに対する見解を明確化すべきこと。」「影響の検討については、計画段階、建設段階、開通後に分けて議論をすべきこと。」「既設の外環で予測を上回る交通量になっており、周辺地域への影響を検討する際には、

交通量が最大となるケースでの検討も行うべきこと。」2 - 1 . 環境に与える影響【大気】(論点)「ジャンクション、インターチェンジ周辺の予測と対策を明確化すべきこと。」「換気所の具体的な規模・内容を検討すべきこと。」「(今後の対応)「ジャンクション、インターチェンジ周辺では地上部と接するために、大気への影響が懸念される。今後、その影響については現地調査の上、詳細な検討を行う必要がある。」「換気所の箇所数および位置は、地上部への影響を最小限にするよう努める。」「換気所の影響は地域にとって重大な問題であるため、慎重に検討していく。」「【騒音、振動】(論点)「ジャンクション、インターチェンジ周辺の騒音、振動対策を検討すべきこと。」「(今後の対応)「ジャンクション、インターチェンジ周辺は地上部と接するために、騒音・振動の影響が懸念される。今後、その影響については、現地調査の上、詳細な検討を行う必要がある。」「【地下水】(論点)「地下水脈対策およびその調査手法を検討すべきこと。」「井戸水、湧水等の水質悪化防止対策、水循環の阻害対策、地盤沈下対策を検討すべきこと。」「生活用水になる可能性のある地下水の保存方法について検討すべきこと。」「(今後の対応)「野川、国分寺崖線、神田川、善福寺川、石神井川など、東京都西部地域が有する地下水脈は、地域の財産である。しかし、外環が地下構造となった場合は、特にジャンクション、インターチェンジ周辺の開削工法区間では、地下水への影響が懸念される。現地調査の上、より詳細な検討を行う必要がある。」「【自然・景観】(論点)「ジャンクションや換気塔による景観への影響に配慮すべきこと。」「歴史、文化財の保護を検討すべきこと。」「緑地、農地等の減少に対する代替措置を検討すべきこと。」「自然環境、動植物の生態系などは、市民と連携して共同調査すべきこと。」「自然環境の調査結果に対する行政側の解釈について明らかにすべきこと。」「(今後の対応)「地上の構造物であるジャンクション、インターチェンジ、換気所については、景観に配慮する。」「歴史、文化財については、地域の重要な財産であると認識し、地元自治体や市民に蓄積された情報を収集し、現状把握に努める。」2 - 2 . 生活に与える影響。「生活に与える影響の各論点項目については、協議員からこれまでに提供された資料等にもとづき、今後さらに議論を進めていくこととする。」「【地域分断、移転】(論点)「立ち退き対象者の移転先を確保する方策を検討すべきこと。

・土地建物の買い取りや補償の方針を明確化すること。」「開削区間やジャンクション・インターチェンジ周辺での地域分断の対策について検討すべきこと。」「外環のルートはなぜこの地域に必要なのか明確にすること。」「【交通集中】(論点)「外環が整備されない場合のインターチェンジ周辺地域への影響を明確にすべきこと。」「インターチェンジ周辺の生活道路への流入交通対策について検討すべきこと。」「インターチェンジアkses道路の整備について検討すべきこと。」

3) 交通政策。「交通政策に関する資料の提出・説明があった。今後は、これまでに提供された資料等にもとづき議論を進めていくこととする。」「【TDM 交通需要マネジメント】(論点)「短距離移動や通勤(および帰宅)目的の自動車利用、積載効率の低い貨物自動車などへの対策を検討すべきこと。」「都心部の開発に伴う自動車交通に伴う影響を明確化すべきこと。」「通過交通への国と都の対応方針を明確にすべきこと。」

4) 効果。「東京都心部および外環周辺地域の交通事情について、協議員の間で認識を共有することができた。外環道が整備された場合の効果については、今後さらに議論を進めていくこととする。」「【環境面での効果】(論点)「外環の効果と影響の具体的内容と発生する位置を明確にすべきこと。」「【地域交通への効果】「提出された資料等にもとづき、今後議論を進めていくこととする。」「【渋滞の緩和】(論点)「通過交通の推計方法についての信頼を高めるべきこと。」「交通需要予測値がはずれた場合の行政の対応の仕方について明らかにすべきこと。」「誘発交通の要因に関しての調査を行う必要があること。」「【費用対効果】「提出された資料等にもとづき、今後議論を進めていくこととする。」

5)その他。「以下の意見についても、今後さらに議論を進めていくこととする。」(意見)
 「地下道路の防災対策について検討し明らかにすべきこと。」「都市計画決定に伴う障害を解消し、障害に対して社会的に補償すべきこと。」「アセスメント業務の業者を協議員に決めさせて欲しい。」

6. 今後の課題。(1) 必要性の有無についての議論。協議会では、必要性の有無(効果と影響)に関する論点とそのポイントについて整理することができたが、十分に論議を尽くすことができなかつた。国と東京都は「外環の需要予測値などさらに具体的な資料の提供を行うとともに、環境に与える影響については環境アセスメントのなかで予測評価を行いたい」と発言した。「環境の影響を評価するにあたっては外環を作ることを前提とせず、沿線地域の環境に与える影響が大きいということが判明した場合には、計画を止めることもありうる。環境の調査を行うにあたっては、市民参加のPI的手法を取り入れる。」ことが確認された。さらに、協議会としては、今後整理した論点に基づき議論を深めていくことが確認された。論議し尽くされていない内容、住民の求めている疑問点等に対し、今後は速やかに調査し、疑問点に回答していく必要がある。

(2) 構想段階以降の住民参加について。協議会がその役割を終え、外環が建設されることになった場合、国や東京都が沿線協議会において行った約束などが遵守されているのかを見守るため、監視する機能を設けて住民参加を継続して行う必要があるとの意見が出された。これに対して国と東京都は、「構想段階に限らず将来も広く住民の意見を聞くことが非常に大事である。今後も計画の評価に住民が参加するなど、今後のPIの進め方についても、意見を聞きながら進めていきたい」との見解を明らかにした。」

以上が本文です。

12ページ以降は、開催経過について、1回から21回まで載せております。前回ついていました論点ごとの開催経過については削除しております。

それから、別紙2と3は、1月と3月に国と東京都が発表した方針を載せております。

別紙4は、これまで資料要求された項目を載せております。

別紙5は、前回提案がありました、これまで協議員から提出された資料リストを別紙5としてつけております。

最後に、参考として「今後についての意見」。前回から幾つか意見をいただいて、つけ足したものを参考としてつけております。

それから、今日の資料で、別紙で別紙2と3という紙をつけております。これは、前回の運営懇談会で江崎さんの方からご意見がありまして、この別紙2と3の体裁についての意見です。幾つかイメージがわかるものを作りましたので、議論の参考にしていただければと思います。

以上、説明を終わります。

【司会(西川)】 それでは、これから中間とりまとめの内容につきまして議論をさせていただきますが、まず、今説明のありました本文の内容、「はじめに」から6の「今後の課題」のところまで、本文についてまず議論をさせていただいて、そこで一区切りさせていただいて、あと、別紙の内容についてご確認させていただくという流れでいきたいと思いますが、1から6までの本文につきましてご意見ございますでしょうか。

では、秋山さん、お願いいたします。

【秋山協議員】 この資料を拝見して、大体いろいろなことが網羅されているなどは思うんですけども、ジャンクション、インターチェンジと同様、あるいは、それ以上に大事なものは、これはそもそも一番最初は、谷原から東名までということが始まった話なんですけど、ジャンクション、インターチェンジと同様、それから、世田谷区長からもお話があったと思うんですけども、東名で道路を止めないで下さいということや、谷原の交差点でこれだけ大変なことが起きている、それ以上のことが246と環八の瀬田の交差点で起

きることは必至なんです。

前もお話ししたんですけれども、東京、神奈川の人口密集地に一番近いのがこの東名の終点の所なんです。したがって、これからジャンクションを設置するかしないかよりも、ここで止めないで下さいということをお願いしたいし、私もそういう発言をしたはずなんです。谷原以上になるということはもう目に見えています。ですから、区間だけで区切らないで延伸のことも真剣に考えていただきたいとお話ししたんですけれども、これも中間報告には出していただきたいんです。できることなら、第三京浜に接続、あるいは、そのすぐ下に今計画されている目黒通りの延伸の、仮称等々力大橋という橋が間もなく多摩川にかかります。そういうところまで持っていくということをお願いしたい。でないと、公害の分散ということで、利便性ももちろんありますけれども、そういうことで、ジャンクション、インターチェンジに匹敵する、あるいは、それ以上の大きな問題ではないかと思うので、この発言をぜひ記録しておいていただきたい、そうお願いしたいと思います。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

それでは、幾つか意見をいただいてから。他に、今のご意見にも関連して。

では、濱本さん、お願いいたします。

【濱本協議員】 武蔵野の濱本です。

ちょっと私、懇談会で意見を申し上げるのを欠落したので、申し訳ないんですが、4ページの「地上部の街路について」ということで、今日は、資料-3で、協議員から出された意見ということで、私と井上協議員がお話ししております。資料-3の方は、上から3行目、4行目、5行目というところなんですけれども、そこで、申し上げたいのは、「地上部の街路について」の11行目の「計画の見直しにあたり」というところなんですけれども、地上部街路については、「地元の意向を踏まえて」という文章を入れていただきたい。これは、前回成田協議員からも、ここに書いてあるように、後で整理して記入していいというような東京都の回答もありましたので、これはぜひつけ加えていただきたいと思います。

それからもう1つは、今お話のあった以南の問題については、やはりどこかで記述すべきだと思います。

よろしく申し上げます。

【司会（西川）】 それでは、平野さんまで意見をいただいて。

【平野協議員】 6ページの(10)の「外環練馬区間」の件なんですけれども、前回の私の意見を取り入れていただきましてありがとうございます。

それで、それに関連してなんですけれども、24行目の「国と東京都、練馬区は当初の説明通りに」、これも同じであり、文脈上成り立たないので、「練馬区は」を削除していただきたい。これを1点、お願い申し上げます。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

では、柴田さん、お願いいたします。

【柴田協議員】 5ページの(6)の換気所のところなんですけれども、・が1つ付いて2行目に「早急に示されるべきである」という意見を載せていただいておりますが、この換気所の問題は、ジャンクション、インターチェンジとセットで非常に大きな問題ですので、これに、「早急に示され、慎重に検討されるべきである」というこの文章をぜひ加えていただきたいと思います。情報の提供だけでなく慎重な検討が必要だという趣旨で、「慎重に検討されるべきである」という文章を入れていただきたいということでございます。

【司会（西川）】 ありがとうございます。

では、栗下さん、お願いします。

【栗下協議員】 中間のまとめなんですけれども、冒頭の記載事項をちょっと確認させ

ていただきたいと思うんですけれども、最初に書いてございます、運営懇談会で1つの案をまとめて、「協議会の議論を経て、協議員全員の総意として作り上げたもの」、この「全員の総意」の確認なんですけれども、中間のまとめをすること自体はいいと思うんですけれども、内容を含めてのことかというふうに理解しているんですけれども、そういうことでよろしいかどうか、ちょっと確認だけしておきたいと思うんですけれども。

【司会(西川)】 今の、1ページ目の2行目の「協議員全員の総意として」というところが、内容も含めたものなのかどうかということでございますか。

【栗下協議員】 はい。

【司会(西川)】 わかりました。一通り意見を出していただいて、順次もう1回確認をしていこうと思いますので、その確認はみんなでの確認ということですか。

【栗下協議員】 そうです。実は、ちょっと内容を読ませていただいたんですけれども、議事録等を読ませていただいて、大体、意見と見解等はいいいと思うんですけれども、中身に入った中で、協議会全員で意思が確認されたというようなものがちょっと見当たるものですから、その辺をちょっと確認していききたいと思うんですけれども、1つは、3ページの14、15、16行目あたりなんですけれども、これは、昭和41年ごろの都市計画決定についての話だと思うんですけれども、14、15、16というのは、これは意見ではなくて協議会の総意みたいな文章になっておりますので、この辺の問題はどうなのかというのを1つ疑問に思っております。

それと、大きな問題で、11ページの「今後の課題」でございます。これの7、8、9行目で、ちょっと疑問に思っているんですけれども、「沿線地域の環境に与える影響が大きいということが判明した場合は、計画を止めることもありうる」、これは、基本的原則は、社会全体を含めて社会的に必要ななければ休止をするというように当初の規約に書いてございますので、その辺の話と、「環境の調査を行うにあたっては、市民参加のPI的手法を取り入れる。」ことが確認された」というような項目がございますけれども、私、議事録をちょっと読んだんですけれども、ここは確認された項目みたいなものがなかったものですから、その辺を確認させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

【司会(西川)】 どうもありがとうございます。今の点は、順番に一通り意見をいただいてから確認をさせていただきますので。

他にご意見ございますでしょうか。では、江崎さん、お願いいたします。

【江崎協議員】 私の方から幾つかお願いがあります。

まず、2ページ目の10行目から12行目、これは、もともと私が書いたものが他の方の提案でここへ移動していただいたようなんですけれども、その際に、文中、「今後は」と「具体的な対策など」が追加されているようです。「今後は」はいいんですけれども、「具体的な対策など」というふうに加えられてしまうと、何かこれだけ突出して浮き上がっているように見えて、対策だけが強調されて、必要性の話が飛ばされているように見えますので、この「具体的な対策など」というのは削除していただきたいと思います。

それと、5ページ目、(6)の「換気所について」ですけれども、私から何度か申し上げているんですけれども、安全側にとるという点でももう1つ加えていただきたいのが、「現在運用されている換気施設で最大の交通量が通った場合は何カ所必要になるのかについても示されるべきである」というのを追加してください。

次、8ページ目です。上から2行目で、「既設の外環で予測を上回る交通量になっており」とありますけれども、ところによっては2倍近い交通量がありますので、ここに「大きく」というのを追加して、「予測を大きく上回る交通量になっており」としていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

次に、15ページ目で、第20回の内容が書かれたものがあるんですけれども、これは

5 ページ目の「(6)換気所について」で丁寧に説明されていますから、ここで改めてもう一度丁寧に書かれる必要はなくて、「国から換気所の考え方について説明があった」というくらいでよろしいのではないかと思います。2行目から5行目です。

最後なんです、26から27ページ目について、後から協議員が出した意見が追加されていると思います。26ページの24行目から27ページ目の最後までです。これがそのまま「データの提示」というところにつけ加えられているんですけども、内容を読むとちょっと異質なものだと思いますので、24行目のところから30行目については、として、「第三者機関」と加えていただきたいと思います。31行目から最後までは、書かれた方のご意向にもよるんですけども、その前の「協議会のあり方」のところに移動されてはいかがかなと思いました。

以上です。

【司会(西川)】 ありがとうございます。

それでは、今まで出された意見につきまして、順次確認をしていきたいと思いますが、まず最初に、秋山さんからご提案いただきました、東名から南の延伸の話につきましては記述するべきではないかということですが、これについて、まずご意見、関連してありますでしょうか。先ほど濱本さんからもご意見ございましたが。できれば、具体的にどういう記述なのかを提案いただければ。もしなければ、事務局の方から対応案を少しご紹介させていただきます。

では、栗林さん、お願いいたします。

【栗林協議員】 今の東名以南の問題です。

私の記憶では、東名以南をどうするかということは、何回か何人かの人が出しておられます。たしか、国の方もお答えは出ているんです。ただ、非常に重要な議題で、論点項目には東名以南というのが前には入っていたんですが、今日には入っていません。本当からいえば、そういうものが議論としてあったかどうかというのが重大な問題であるにもかかわらず、まとまって議題として議論していないなというふうに私としては思っているんです。やはりそういう問題というのを、これは重要な問題ですから、むしろ論点項目の方に入れていただきたいなというふうに私は思っています。

【司会(西川)】 それでは、東名以南の議論の事実関係について、一回事務局の方からご説明させていただいて、それをベースに議論をさせていただきたいと思います。

では、渡辺さん、お願いいたします。

【渡辺協議員】 東名以南につきましては、もともと湾岸道路に結びつけるということが当初の都市計画では、審議会では東名までですけども、その先、湾岸道路まで結びつけて環状道路にするというのがうたわれているわけですから、第三京浜とか、途中でどうのこうのというのは、これは本来の話じゃないと思うんです。我々も常にいっていますが、東名で終わってしまうと今の谷原と同じ状態になるから、その先どうするんだということを常々話しているわけです。今、栗林委員がいったように、東名以南をどうするのかというのを、第三京浜がどうのこうのという話じゃなくて、もっと基本的な話、それをやはり取り上げておかなきゃ、一番の大きな問題なので大きく取り扱ってほしいと思います。

【司会(西川)】 それでは、過去、東名以南についてどのような議論があったか、事実関係を事務局の方からまず説明して、それをベースに確認をしたいと思います。

【事務局(伊藤)】 東名以南の議論ですけども、第16回の際に集中的に行われております。お手元にあります議事録の第16回を開いていただければと思います。

第16回の、一番わかりやすいのが、「協議員から出された意見」という紙の2枚目、議事録を綴った紙、一番分厚いファイルです。その第16回のところ、どういう議論があったか一番わかるのが、その3枚目のところ、「協議員から出された意見」の「必要性の有無について」のところの意見の8個目の・、下から行くと4つ目の・です。「外環道

路は」と書いてあるところです。

読み上げますと、16回のところで東名以南について国の見解を問われまして、国の大寺協議員から以下のように答えております。「外環道路は、関越道から東京湾岸道路まで接続することで環状道路のネットワークが効果的に発揮されると考えている。広域的なネットワーク、道路の必要性などを整理しながら外環の関越道～東名間の調査の検討を優先的に進めていきたい。大泉とか東名と接続した場合の端末の問題についても、周辺の道路に与える交通負荷などを十分に検討していきたい」。東名以南の見解について国に問われて、以上のように答えております。

このあたりを論点項目のところにつけ加えたらどうかと思います。「東名以南」という題名を起こして、「国は以下のような見解を表明した」ということでつけ加えたらと思います。

もう一回いいます。「外環道路は、関越道から東京湾岸道路まで接続することで環状道路のネットワークが効果的に発揮されると考えている。広域的なネットワーク、道路の必要性などを整理しながら外環の関越道～東名間の調査の検討を優先的に進めていきたい。大泉とか東名と接続した場合の端末の問題についても、周辺の道路に与える交通負荷などを十分に検討していきたい」。この文章を基本に考えていただければと思います。

【司会(西川)】 事実関係として事務局の方から説明をさせていただきましたが、議論のベースになる1つの案として、今の記述を中間とりまとめの中に盛り込むということによろしければと思いますが、それについてご意見ございますでしょうか。

では、新さん、お願いいたします。

【新協議員】 今のまとめでいわれたその程度の議論じゃなかったような気がするんです。この当時議論されていたのは、3環状というものがあって、環状道路をつくらなければ東京都の中心部に流入する交通量をさばき切れなれないということで環状道路が提案されて、その環状道路がなぜか東名で止まってしまった状態で都市計画がされた。その当時から既にその問題は随分出ていまして、この協議会の冒頭からそういう問題は、おかしいじゃないかという話でもって随分出てきているんです。

今、世田谷の方が言われましたけれども、世田谷の方が言われるのは、東名で止まった場合の近隣の交通量の問題、公害の問題、そういったことから延伸をというふうに言われるんだろうけれども、延伸をしたからといって、では、第三京浜で止まった、あるいは目黒通りで止まったといったら、結局環状道路としての機能というものはないわけですから、環状道路そのものを東京都がいい、また、国土交通省がいうのであれば、現在、これから検討いたしますというやり方というのは非常におかしいんじゃないかといったところが、要するに、これから必ずやります、やりますけれども、今はまだ何も出来ておりません、検討するという話だったんですから、そういう議論が当然あったわけですから、議論があったことを、今言ったような形の議論だけじゃなくて、環状道路として正則した形でもって我々に提案するんだったら、当然、東名以南の問題についてもきちっとした見解を示すべきじゃないかという話ですずっと来ているわけです、そのことは議論されなかったけれども。されなかった理由というのは、やりたいんだけど、今はやらない、とりあえずこっちから先をやりたいという話で議論がちょん切れちゃっているわけです。

そういう問題提起があって、住民の側からは、それについてきちんとした説明をしろということは投げかけられているわけです。それに対する答えというのは国や東京都からも来ていないわけですから、その経過についてきちんと載せておく必要があるだろうというふうには思います。私の意見です。

【司会(西川)】 どうもありがとうございました。

具体的にいうと、今の記述の前に、3環状についての議論があったということを書き加えたいというようなご意見ですか。

【新協議員】 そうです。

【司会（西川）】 それでは、今の記述、東名以南に絞って盛り込む、先ほど事務局の方から提案させていただいた案と、それから、今、新さんから、3環状についての議論が先にある、その中で特に東名以南の話があったということを書くかということの2つの大きな案があるかと思いますが、それについては他にご意見ございますでしょうか。

渡辺さん、お願いいたします。

【渡辺協議員】 3環状ですけれども、基本的には、3環状以前に外環の問題でして、昭和41年の都計審の段階では、多分経済的な予測値から東名まででいいだろうということであったのはわかりませんが、未だに東名から湾岸までは計画中、37、8年も計画中という形でしか示されていないわけです。それに対して、何回もいいますが、今の、練馬と同じ状態が東名で起きるだろうから、早く東名以南をはっきりさせるということで、私は、3環状というのは多少あったけれども、基本的には、3環状よりもまず、もしやった場合、外環そのものが東名でとどまっていいのか、そういうことが問題だと思うんです。だから、3環状の部分には触れずに、「3環状の考え方の中から」とか、その程度で入れるのはいいんですけれども、基本的には「3環状」という言葉は入れなくてもいいと思います。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。

それでは、濱本さん、お願いいたします。

【濱本協議員】 東名以南の件につきましては、これは、一番最初の住民と行政と話し合いを行った中で一番大きな問題として我々は提案したんです。それが今日までずるずると返事が来ていないわけですから、もし外環の必要性の有無の結論を出さなければならぬならば、東名以南の問題を含めて検討するというような形にした方がいいと思う。そうすれば、世田谷さんのいわれていることが十分含まれると思うので、必要性の有無の結論を出す前までに行政側で結論が出せるのかどうか、また検討中で終わるのかどうか、その辺、行政側の皆さん方がしっかりした答弁ができるならばそういう文面にしてもらって、3環状のことは別に書かなくていいんじゃないですか。新協議員の思いもありますけれども、それはいいんじゃないかと思います。やはり東名以南は外環を含めた問題だと思いますので。

【司会（西川）】 わかりました。今の議論ですと、東名以南のところに絞って議論があったということですので、先ほどの事務局から説明した中身を盛り込むということで特にご異論がなければそういう形にさせていただきますが。

武田さん、お願いいたします。

【武田協議員】 それは残された課題の中の非常に大きい問題です。本線を東名から向こうへどう持っていくかということは重要な問題であります。それ以外に残された課題はいっぱいある。ここで幾つかあげてみます。

例えば、私どもの関連街路の整備で、目白通りの北園で止まっている部分を早く西へ延ばしてくれなかったら、あの大渋滞はなくなるという課題があります。でも、国は、即やります、東京都は、即やりますという回答は出されていないんです。つまりこの会議で、いろいろ指摘はされたけれども、そのままになっている課題はいっぱいあるんです、谷原の交差点の渋滞解消もそうです。

つまり、広域部分と地域の課題で残されたものはいっぱいありながら、そのままである。今回はあくまでも中間のとりまとめです。さっきお読みいただいたものは、果たしてとりまとめになっているのかなと、非常にじくじたる思いです。でも、論点はいろいろ整理されて、答えられる範囲の雰囲気としての回答は得ているな。それは前進だろうと思います。

ですから、あくまでここは中間とりまとめですから、今まで出された重要な意見は無視されていない、今後の検討課題、あるいは、改めて論議をするんだということをお各協議員の皆さんが認識された上で、事務局がどの程度の表現にしておくのかということだと思

ます。

ところで、東名以南についてどうするんだということを伊勢田さんにお伺いしたい。あれは大分前に出された課題で、国交省筋から、その後の経緯も報告も一向にない。それについては伊勢田さんから報告を聞いて、どの程度の表現がいいのか事務局を含めて考えてほしい。無視していい問題じゃないということです。

残された課題は、論点整理の中で残された課題ということで扱ったらどうですか。以上。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

では、新さんお願いいたします。

【新協議員】 東名以南の問題というのは、全く無視されたというのはそのとおりで、この協議会の中で何回も何回も取り上げられてきたということも事実なんです。それに対して明確な回答はないわけですから、中間のとりまとめですから、これ以降にわたって各協議員の関心のある問題の非常に大きなテーマとして東名以南の問題はこれから真剣に討議されるべきであるとか、そういうような形で取り上げておくというのが大事だと思うんです。これを東名までの問題でくくってしまって、それで討議しているというような格好になってしまうと、我々が今までやってきた問題提起の真意を疑われるということにもなりますので、その点についてははっきり、東名以南の問題については非常に強い協議員からの懸念も示されて、今後の真摯な協議によって問題の解決が図られるべきであるとか、そういったような表現の仕方でやっていただきたいと思うんです。

最初に3環状といったのは、東京都と国土交通省が、3環状をつくらないと東京の問題は解決しないと力説したからです。中央環状だってまだ出来上がっていないのに、環状道路、環状道路、外環の練馬から世田谷だといっているから、おかしいじゃないかという話でもって出てきた話ですから、これは当然、国土交通省も東京都もいわれてしかるべき問題なんですから、これを議題としてきちっと、中間とりまとめ以後の協議の対象としてきちんと担保しておくということが一番大事なことだと思いますので、よろしく願います。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。

それでは、この場で東名以南の記述について内容を確認させていただきたいものですから、もう一度事務局の方から内容を確認させていただいて、皆さんの異論がなければそのような形でさせていただきますので、もう一度確認をさせていただきます。

【事務局（伊藤）】 今まで出た意見をまとめると、まず最初に、東名以南は重要な問題であるという提起があった、その後、国が一応見解を示して、まだ十分な見解じゃないので今後の重要な問題としてまた議論されるべきである、そういう構成だと思います。

文章として考えますのは、3環状という話もありましたけれども、環状道路のネットワークという機能を考える上で、外環の東名以南の問題は重要なことであり、きちんと説明すべきである、そういう意見があった。これに対して国は、先ほど言いましたように、関越道から東京湾岸道路まで接続することでネットワーク効果が発揮されると考えていると答えた。答えた内容は、「外環道路は、関越道から東京湾岸道路まで接続することで環状道路のネットワークが効果的に発揮されると考えている。広域的なネットワーク、道路の必要性などを整理しながら外環の関越道～東名間の調査の検討を優先的に進めていきたい。大泉とか東名と接続した場合の末端の問題についても、周辺の道路に与える交通負荷などを十分に検討していきたい」との見解を表明した。東名以南の問題については、重要な問題なので今後深く検討されるべきである。

もう一回構成をいいます。最初に、東名以南について、この問題は重要なことであるのできちんと説明すべきであるという意見があった。それに対して国は見解を示した。その見解は、東京湾岸道路まで接続することでネットワーク機能が発揮される。それから、まず、関越から東名間の調査を優先的に進めていきたい。大泉とか東名と接続した場合の端

末の問題については十分に検討していきたいとの見解を表明した。ただし、この問題については、重要な問題なので今後深く議論されるべきである。このような構成にしたらどうかと思います。

国の見解については、今まで答えた内容はこれでしかないの、今後どう答えるかは今後の議論として、今までの論点をまとめる上では、国の答えは、先ほど答えたような、ネットワークを発揮される、それから、先に東名までの調査をしたい、それから、端末については交通負荷などを検討したい、この3点について答えているので、そこはそういうふうに国は答えた。ただし、重要な問題なので今後深く議論されたいというようなことで意見があった。そういうふうに直してはどうかというふうに考えます。

【司会(西川)】 今の提案につきましてご意見ございますでしょうか。

では、武田さん、お願いいたします。

【武田協議員】 提案は今のことでほほいいだろうと思います。いいんですが、この議論というか問題を出されたのはもう10カ月ぐらい前ですよ。ですから、このとりまとめの問題とは離れるけれども、今、国交省はこれについてはどういう方針でいるんですか。その後何か進展はありましたか。

【司会(西川)】 今日は中間とりまとめの議論ですので、次回以降そういう議論をすることでよろしければそうさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。今日は中間とりまとめの整理の議論でございますので、次回以降そういうやりとりをすることでよろしければ。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それは次回確認をさせていただくとして、ここは、今の事務局の中身を盛り込むということによろしいかどうかの確認をまず取らせていただきたいと思います。ご異論はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、濱本さん、お願いいたします。

【濱本協議員】 今、武田協議員が言われたこともそのとおりなので、国と東京都は、その件については早急に返事をきちっと出してください。次回以降でいいですから。それだけ守ってもらえばいいんじゃないですか。

【司会(西川)】 わかりました。では、内容については異議なしということでございますので、では、次回、そういう時間を確保するということでさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

内容は後でまた手書きのものを配って確認をさせていただきます。

2点目、濱本さんの方からご提案のありました、地上部の街路、4ページの11行目でございますが、「地元の意向を踏まえて」というような記述を入れてほしいというようなご意見だったかと思いますが、これについて確認をさせていただきますが、今の濱本さんのご意見についてご意見ございますでしょうか。

では、宮良さん、お願いいたします。

【宮良協議員】 濱本協議員のお話なんです、検討したところ、いろいろな事柄があるかなと思っています。

1つは、地上部の街路についてはいろいろ議論をして、一応、切り離しをしましょう、それは、後々誤解のないように文書でということで、文書で出していますから、それを変えると後で誤解を招くのではないかと。文書に出ている表現と変わることになります。

それから、もう1つは、そのときに文書の形で出してご説明をして、一応確認をされたので、そういった2つのことがあることから、変えるのはちょっと難しいかなと思います。

それで、今日濱本協議員からまたお話があったので、文書で答えていますから、それはそれで確認されていますので、その次の行に、例えば「その後、地上部街路の検討にあたっては地元の意向を踏まえてほしい旨の意見があった」とか、そういう形ではどうかと

思っているんですが。

【司会（西川）】 よろしいでしょうか。

では、今、宮良さんから、それは13行目の後ろにつけるということですね。その後意見が出されたということでございますが。

では、濱本さん、お願いいたします。

【濱本協議員】 今、宮良協議員のいわれることも正しいです。ですけれども、文書は確かに東京都から出ていますから、それは我々も了解していました。私の議事録を読んでいただければわかるように、何回もそういうことをお願いして、やっていただきたいということで結論が出たのは、成田協議員から入れてもいいですよという話があったので、簡単にやるならば、11行目の「地上街路部については地元の意向を踏まえて」、それだけ入れれば問題はない。その東京都から出た文書については皆さんも認めているところですから、それはそれでいいんじゃないかと思う。ただ、中間報告ですから、中間報告の内容としてはこういう形でいいんじゃないかと私は思います。だから、簡単にこういう形で入れてもらった方がいいと思っています。成田協議員が了解されたと思っていますので、一番簡単で一番わかりやすいだろうという形でやってください。だから、できたら東京都さんもそれでご了解いただきたいと思います。皆さんの意見も聞いていただきたいと思いますが、

【司会（西川）】 他の方、ご意見ございますでしょうか。

では、新さん、お願いいたします。

【新協議員】 この問題で討議して、成田さんの話を聞いた後でいろいろと話し合い、やりとりがあった中で、確かに住民の意向を踏まえてということと彼はいわれているし、そういう方向で返事をされていたと思います。

この文章の中だって、9行目ですけれども、「今、議論している高速道路の必要性の有無と地上部街路の議論は切り離し、高速道路の議論がある程度集約された段階で地上部街路の議論を行うこととする」というのは、PI協議会でやっていることをいっているんだろうと思うんです。PI協議会というのは、住民も入って、共通の認識を作り上げるためにやっている会合ですから、議論するということは、住民の意見を取り入れてということは当然入っているはずなんです。それをわかりやすくするためにそういうふうに入れたって別に問題はないと思います。成田さんの発言の中には、今、濱本さんの言われたことは明らかに入っていましたから、私、記憶していますから、非常にシビアになって聞いている部分ですから間違いはないと思います。

宮良さんが、回答がこういうふうになっているからこのまま入れたいというのはよくわかるんですが、でも、意向としてはそういうことだから、わかりやすくするためにそういう言葉を入れるのはいいと思います。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

では、その点について、宮良さん、お願いいたします。

【宮良協議員】 成田の方から、入れることは構わないけれども、入れる場所と語句については整理させていただきたい、そういうお答えをしています。趣旨は今私が話したとおりなんですけれども、この協議会の場で確認されたことは、その事項はやはりそれなりに重みがあると思っています、それを後から修正、変更できるというのはどうかと思っていますが、皆さんがしょうがないというなら、そういうことも考えられるんでしょうけれども、後からの議論で変更できるということが、皆さんの共通認識ならばご意見のとおり原文を修正しても良いと思っています。

【司会（西川）】 では、濱本さん、お願いいたします。

【濱本協議員】 先ほどから何回も申し上げているように、私は、協議員の皆さん全員に賛同いただけるならば、私の提案でお願いしたいと思います。と同時に、成田協議員と

いうか東京都から出た文面はここに出ているんでしょう。最後に出るんでしょう、議事録他の中に。意見書とか何かの中に入っているわけでしょう。いつでも出せるようになっていんでしょう。

【司会（西川）】 はい、議事録はあります。

【濱本協議員】 発言した内容については最後の資料の中できちんと出てくると思いますので、それで十分確認されていると思いますから、それで私は東京都の出された真意について認識したと思っていますので、了解できるんじゃないかと思っています。だから、私の案でお願いしたいと思っています。

【司会（西川）】 それでは、濱本さんの提案について皆さんにご確認をさせていただきたいと思いますが、4ページ目の11行目の「地上部街路については」の後ろに「地元の意向を踏まえて」という記述を入れるということで、ご異論ありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【司会（西川）】 特になければその形にさせていただきます。

それでは、濱本さんの提案につきましては以上でございます。

続きまして、平野さんからご提案がありました、6ページの24行目でございますが、「国と東京都、練馬区」という記述の中で、「練馬区」という記述を削除するというようなご提案だったと思いますが、この点についてご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。特にご異論がなければ、平野さんのご提案どおり修正させていただきますが、よろしいでしょうか。

では、渡辺さん、お願いいたします。

【渡辺協議員】 どこから出てきたんですか、この文章は。この文章は存在しなくて出てきた文章なんですか。根拠があると思うんですが、その根拠は、どういうところから出てきて、こういういい回しをしたか、ちょっとそれを教えていただきたいんですが。

【司会（西川）】 それでは、事務局の方から事実関係だけご説明させていただきます。

【事務局（伊藤）】 事実関係だけいきますと、元々の原案をつくる前の段階、懇談会で議論するときに各協議員の方から提案された文章が入っています。前回の提案の前、江崎さん、濱本さん、渡辺さん、それから武田さんから出された提案の中にこの文章がありまして、「国と東京都、練馬区は当初の説明通りに約束を履行すべきである」というふうに書いていました。

これについては、前回、入れるかどうかについては、練馬区さんの確認をもって入れるか入れないかを決めるということになっていましたので、それを練馬区さんが今回確認をされて、練馬区は入らないというご主張だと思っておりますので、流れとしては、前回からの流れを酌んで削除ということでもいいと思います。

【司会（西川）】 事実関係の方は事務局の方からの説明通りでございますので、この事実関係を踏まえて、特にご異論がなければ平野さんのご提案どおりとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【司会（西川）】 では、そのようにさせていただきます。

ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見がなければ、続きまして、柴田さんの方からご意見がございました、「換気所について」のところでございますが、5ページの19行目のところに、早急に示され、「慎重に検討される」というのを追加するという趣旨でよろしいでしょうか。

【柴田協議員】 はい。

【司会（西川）】 この点につきましてはご異論はございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【司会（西川）】 では、その点につきましては、ご提案どおり修正をさせていただきます

す。

続きまして、栗下さんから、これは事実関係の確認を最初にとということだと思いたしますが、1ページ目に戻りまして、2行目から3行目にかけての最後の部分、「協議員全員の総意として」というところは、内容も含めてなのかどうかというところの事実関係の確認という理解でよろしいですか。それが質問としてあったということで。

では、事実関係として事務局からその考え方についてご説明させていただいて、それをベースに皆さんで意見を交換していただきたいと思いたします。

【事務局（伊藤）】 このとりまとめの構成の考え方ですけれども、一応、「協議員全員の総意」ということで作り上げたというふうに考えております。ただ、中には対立する意見等もあると思いたしますので、全員が共通認識を持てたというものについては、「確認した」とか「確認された」というような語尾にしています。対立する意見等があつて一部異論がある場合、その場合には「以下のような意見があつた」とか「という表明があつた」とかいう語尾で書いております。

栗下さんのいわれた3ページの14行目、「国と都は」、これは一応皆さんの共通認識ではないかということで、国と都もそういうのを認めているんじゃないかということで、最後、「構築すべきである」というふうにいい切っております。

それから、11ページ、「必要性の有無についての議論」のところ、ここも、「環境の影響を評価するにあたっては外環を作ることを前提とせず、沿線地域の環境に与える影響が大きいということが判明した場合には、計画を止めることもありうる。環境の調査を行うにあたっては、市民参加のPI的手法を取り入れる。」ことが確認された。」

これにつきましては、最初の「止めることもありうる」というのは、元々の確認内容でいわれていることを持ってきて、問題がある場合は計画を止めることもありうるというのは全員の総意ではないか。それから、「市民参加のPI的手法を取り入れる」、これにつきましても、栗林さん等からそういう意見が出て、国の伊勢田協議員の方から、現地調査に当たっては、皆さんの意見、住民の意見も聞きながらやっていきたいというような答弁もしておりますので、そこを取り入れて、「環境の調査を行うにあたっては、市民参加のPI的手法を取り入れる。」ということが確認された」というふうに、この2つは全体の共通認識ということでこのような語尾にしております。

【司会（西川）】 以上のような事実関係を踏まえまして、1ページの2行目の表現について栗下さんの方からのご意見だと思いたしますが、具体的にはここの記述をどうするのが良いのかということですので。

では、栗下さん、お願いいたします。

【栗下協議員】 先ほどいった、1ページの「協議員の総意」がちょっと気になるものですから、そういう発言をさせていただいたんですけれども、前回のまとめの案にはこういう言葉はなかったわけです。新たに今回この言葉が入っていると思うんです。それで、協議会全員の総意ということになれば、すべての協議会のメンバー全員が合意したという考え方になるかと思いたしますので、その辺の言葉の使い方をやはり注意すべきだろうというふうに考えております。

特に、今事務局の方から説明があつたんですけれども、11ページの話、これは私だけの意見かもしれませんが、いわゆる環境問題だけでこの計画を止めるという話を確認したというような話が載っているわけです。これは本当に協議員の皆さんがある程度合意しているのかどうか、その辺がかなり疑問なものですから、ちょっと発言をさせていただいたんですけれども、特に、協議会のメンバーの方の意見とか見解については、議事録を読んでも、こういう見解とか意見がございしますので、これはいいと思うんですけれども、確認したとか、この協議会が決めたということは、ちょっと慎重に扱うべきだろうというふうに考えております。特に冒頭の「協議員全員の総意」の言葉がかなり気になるもので

すから、こういう発言をさせていただいたわけなんですけれども。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

今のご意見というか、修正意見ではないんですけれども、そういうご意見につきまして、他の方でご意見はございますでしょうか。

渡辺さん、お願いいたします。

【渡辺協議員】 栗下協議員が今日初めてというのは当然の話なので、これは前回の資料 - 4 にあります運営懇談会の報告、ここでもって、こういうものを住民がつくったのは我が国でもそんなにあるものではないから、是非ともこの中間とりまとめというのは協議員主体でつくられた、それがわかるように冒頭に入れましょうというのが運営懇談会で決まった話なんです。ですから我々も、この文章としては、先日送られてきたのが初めて見る文章で、今まで存在しない文章です。ここでこういう形で懇談会の報告がまとまったものですから、ここで総意だというふうに思っちゃっています。

そういう意味で、私は今言ったように、まとまったものはそういう言い方をしていますし、また意見の対立があったものは併記されているということで、総意でないとするれば、では協議会は何をやったんだ、ある程度総意も得られないじゃないかというような評価を受けかねないと思いますので、そういう意味では、「総意」というのは今突然出てきた言葉ですけれども、あくまでもこれは運営懇談会でそういう話があって出てきたんだということで私は理解したいと思います。

他のことについてはちょっとあれですけれども、この「総意」の部分についてはそう思います。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

他の方でこの点について、1 ページ目の2 行目の表現につきまして、ご意見ございますでしょうか。

新さん、お願いいたします。

【新協議員】 どうもこれを眺めていまして、対立した意見もあるわけですから穏当じゃないなと思って見ていたんですけれども。

表現の問題だろうと思うんですが、2 行目ですけれども、「1 つの案にまとめ上げ、」というところはいいいんですが、「協議会での議論を経て、対立点を含んで協議員全員の意見の集約として作り上げたものである」とみたいな、集約というもまた総意になっちゃうのかな。そうじゃなくて、協議員全員の意見の集大成というのかな、「とりまとめて作り上げたものである」というふうな表現の仕方にすれば、対立点を踏まえてということですから、1 つの意見でまとまっているわけじゃないんだから、対立点を踏まえて、中間のとりまとめとしてこれだけの問題点があるので、将来にわたってこういうふうな形でやっていこうということで合意したということですから、そういう書きの方がいいんじゃないんですか。総意だというと、確かにおかしいよね。

【司会（西川）】 それでは、今の新さんのご提案を整理すると、2 行目の「議論を経て、」の後ろに「対立点も含めて協議員全員の意見を集大成」というご提案ですけれども、「とりまとめとして」とか、そういう表現なんですか。「全員の意見をまとめ上げたものである」というご提案、そういう趣旨でよろしいですか。

今、新さんから修正案がございましたが、先に倉田さんが手を挙げられたようですので、倉田さん、お願いいたします。

【倉田協議員】 済みません、倉田です。

この3 行の趣旨は、今の「総意」という言葉と、その前段の文で「住民協議員から提案されたとりまとめ案をもとに、」というところもかなりポイントで、これはぶっちゃけた話、要するにこういうPI協議会は初めてですが、他の審議会等は大体事務局が作成したのを最終的に異議なしで決める例が多いという例に対するアンチテーゼとして、これ

はほとんど事務局でも、住民から出た協議員さんが作ったのを寄せ集めというか、まとめて運営協議会で作り上げた、それで今回ご提案しているという、前段の趣旨が1つのポイントだと思うんですね。

それで、今問題になっている「協議員全員の総意」、私はこの「総意」というのは、例えば、若干の反対があっても全体の中では中間のまとめとしてやることには特段の異論がないというような考え方も含めて「総意」という言葉が一番、僕はむしろ妥当ではないかというふうに思います。

ですから、新さんのおっしゃったような、対立点のあるのは両論併記的に書いているものもあるし、まだまとまらないのは「という意見があった」というだけにとどめているものもあるわけですから、改めてまた「対立点も含めて」と書くのは、何かちょっと二重になる感じがしますので、「総意」という言葉でそういう思いも含めて、「協議員全員の総意として作り上げた」ということで妥当じゃないかというふうに私は思います。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。

倉田さんのご意見は、原文どおりというか、印字されている案どおりでもいいのではないかなというご意見でしたけれども、では、先に栗林さん、お願いいたします。

【栗林協議員】 私は、余りいろいろここで書き過ぎるとかえって誤解を生むのではないかなというふうに考えます。

この「総意」というのは、この場の中では了解できるんですけども、やはりこのまとめというの外に出ていくものですから、私の意見は、一番簡単に「協議会全員で作上げたもの」というふうにするのが最適ではないかなと思います、後先入れないで。

【司会（西川）】 わかりました。「協議員全員で作上げたものである」と。

【柴田協議員】 私も同じ意見を言おうと思っていたところです。それで結構でございます。

【司会（西川）】 では、今3つほど案があるのかと思います。

運営懇談会の修正案どおりでいくのか、新さんからご提案いただいたように「対立点を含めて協議会全員の意見をまとめ上げたものである」、それから栗林さんの方から「協議員全員で作上げたものである」というようなことでございますが、この3案に絞ったとして、これについて何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局としては修正案として提示させていただきましたが、ご異論があるのであれば残りの2つの提案の方に絞って議論しますが、原案どおりであれば異論があると考えるよろしいですか。そうすると、今修正案が2つ提案されていますので、どちらかということで決めさせていただきますが。そういう理解でよろしいですか。

そうすると、新さんからご提案があったものと「協議員全員で作上げたもの」という2つの案がございまして、「対立点を」という話についてはちょっとご異論がございましたので、「協議員全員で作上げたものである」というのをベースにして皆さんの確認をさせていただきたいのですが、それについてご異議、ご異論はございますでしょうか。よろしいですか。

そうすれば、ここの2行目の表現につきましては、「協議会での議論を経て、協議員全員で作上げたものである」というふうに修正をさせて……。

【渡辺協議員】 ちょっと待って。事務局提案の原文はどうしたの。その賛成は問わないんですか。修正案の方が多いかどうかわからないのに、おかしいじゃないの。

【司会（西川）】 最初にそれについては異論があるというようなことだったものですから、させていただきます。では、もう一回確認をとみましょう。

運営懇談会の修正案で、今印字されているものについてご異議ありませんでしょうか。

では平野さん、お願いいたします。異議があるということでございますね。

その後の議論の中で2つの案が提案されておりますので、それでどちらかということで

ございますが、先ほどの「対立点も含めて」という新さんの提案についてはちょっと異論がございましたので、では、栗林さんからご提案があった「協議員全員で」という案で皆さんの確認を取らせていただいたということでございますが。

【濱本協議員】 倉田さんの意見もあったんだよ。

【渡辺協議員】 私もいったし、倉田協議員もいっているじゃない、原文でいいじゃないかと。それはどうなっているんですか。

【司会(西川)】 ですから、まず最初に原文でよろしいですかということで確認をさせていただいていますけれども。

【渡辺協議員】 どこで。問うていないじゃない。おかしいじゃないか。

【濱本協議員】 異議があったのは1人だけだから、これで決まったんじゃないの。

【司会(西川)】 わかりました。ではもう一回確認させていただきます。元に戻します。

最初に事務局の方で提案をさせていただいていますが、「協議会での議論を経て、協議員全員の総意として作り上げたものである」というのを運営懇談会の修正案として提案させていただいておりますが、これについては、倉田さんの方から原文どおりでいいのではないかというふうに、まず最初にその提案がございましたので、それについてご異議、ご異論があるかどうかの確認をさせていただきたいと思いますが、ご異論がある方、挙手いただけますでしょうか、それが一番早いと思いますので、挙手いただけますでしょうか。

異論のある方が何人いらっしゃいますので、後の議論で提案された2つの案でいきたいと思います。

まず、先ほどの対立点を含めて協議員全員の意見をまとめ上げた……、では、渡辺さん。

【渡辺協議員】 ちょっと待って。2つの案でいってどういうことですか。どうするの。はっきり説明してほしいんですよ。今修正案が2つあるから原文と対抗させるために2つの中の1つにするという意味なのか。だめだよ、それでははっきりしないですよ。

【濱本協議員】 今の意見は少数意見だから否決じゃないの、原案どおり賛成じゃないの。

【渡辺協議員】 少ないんだよ、異論があるのが。本来ならそれはおかしいじゃない。ちゃんと説明してよ、全然わからぬ。

【司会(西川)】 武田さん、お願いいたします。

【武田協議員】 要するに、「とりまとめ」だとか「作り上げた」という不要な用語が多過ぎるのよ。この中間報告は、住民協議員からの今までの発言の経過がいろいろあるわけでしょう。これはそれらを踏まえた中間報告でしょう。だから、やたらにまとめる、まとめるといって、まとまらなかった中身かもしれないけれども、これは言葉が重複しているのよ。中間報告でしょう。そういうことで1本にして、「総意」だとか何だかんだいわないで、今日のこの総会は、いってみれば本会議だね。この会議で合意を得たものでしょう。そういう形にすればいいじゃないですか。

どこで誰がというよりも、行政系の協議員も出ているし、住民系の協議員が出ているわけでしょう。だから、今までの論議を踏まえて、賛成論、反対論じゃなくて、それは入っているんだから。今日の最終の段階で総意としてとっていいのよ、同意をしたものかどうかでやたらいいじゃないですか。「中間報告としてまとめたものである」でいいじゃないですか。そんな3行も要らない、2行でいい。

この3行の中に、最初の1行は「中間とりまとめ」が入って、これから「提案されたとりまとめ案をもとに」といって、それから「運営懇談会の1つの案をまとめ上げ」といって、「全員の総意として作り上げた」といって、何だかおかしいんじゃない、これは。骨格を崩すようで恐縮ですが。この上ない悪文ですね。

【司会(西川)】 倉田さん、お願いします。

【倉田協議員】 今、司会者が「総意」ということで異論があるかどうか、珍しく決を

採ったわけで、当然に見たとおり異論の方が少数だったわけですね。残りの方は異論がないわけでありますから、もう単純にそれで決めざるを得ないんじゃないですか。

【司会（西川）】 わかりました。

私の感覚では多数決という意識ではなかったものですから、ここで多数決を採るということであればそれで決めさせていただいてもよろしいかと思っておりますので、それであればもう一度確認をさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

1 ページ目の2行目の表現につきまして、「協議会での議論を経て、協議員全員の総意として作り上げたものである」という原案につきまして、ご異論、ご異議ある方は挙手をいただけますでしょうか。反対の方は挙手をいただけますでしょうか。（反対者挙手） 多数決で決めるということであれば、今少数でございますので、原案どおりということで行きたいと思っております。

【遠藤協議員】 原案どおりの人も手を挙げてもらった方がはっきりする。

【司会（西川）】 確認しますか。

では、原案どおり「協議会での議論を経て、協議員全員の総意として作り上げたものである」という、原文どおりで行きたいという方は挙手をいただけますでしょうか。（賛成者挙手） 手を挙げていない方々がいらっしゃいますが、それは……。

今、両者を確認いたしました。異論のある方の方が人数が多いということでございます。手を挙げない方もいらっしゃいましたが。

そうすると、消去法で原案が消えてまいりますので、次の案として、先ほどの話に戻りますが……

【渡辺協議員】 だめですよ。こんな二者択一で手を挙げない方の意見を聞いてくださいよ。そんな大した話じゃないでしょう。逆に手を挙げないとおかしいと思うんですよ、協議員として。責任を全うすべきだと思うんですよ、これくらいのことでは。何のために協議員を任命しているか、拝命しているのか、わからぬと思えますよ。

【司会（西川）】 では、道家さん、お願いいたします。

【道家協議員】 この「総意」というとり方が、運営懇談会のとりのとり方と、先ほどの各協議員のとりのとり方が違うんですね。「総意」というのが、内容についてすべて合意したというふうにとらえてしまうと問題があるのかなと思えますけれども、この「総意」というとらえ方が、みんな先ほど新さんがおっしゃったことのようなとらえ方ならばいいけれども。言葉のとらえ方でございます。そう思います。そういう意味でどちらにも表明しなかったということでございます。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

今のは表明しなかった考え方をいただきましたが、今の原案は異論のある方の方が非常に多かったものですから、そうすると、先ほど、その後にご提案いただいた、新さんからご提案いただきました「対立点も含めて協議員全員の意見をまとめ上げた」という案と、それからもう一つ、その後にご提案いただきました「協議員全員で作りに上げたものである」。それから、武田さんの方から、「協議会での議論を経てまとめたものである」という記述にした方がいいのではないかというような3つの案がございましたが、この3つの案につきまして、ではまたご意見をいただけますでしょうか。

では、柴田さん、お願いいたします。

【柴田協議員】 東京都の道家さんでしたか、おっしゃる意味はよくわかるんです。「総意」というのが、要するに内容の総意なのか、こういうまとめることについて全員の合意がなされたということなのか、そのとらえ方の問題で、これだけを単純に見た人は、「総意」というのは大体内容までみんな含めて、そのことについてみんな合意してまとめ上げたんだらうというふうには受け取られるおそれがあるということで私は「総意」については反対したわけで、やはりこれはとらえ方によっていろいろとられますので、全員でまとめたん

だということであれば、内容自体というよりは、こういうことでいろんな意見も含めて中間的に整理したんだというような意味が通じるのではないかな、そういう意見で「総意」というのはちょっと紛らわしいのでやめた方がいいかなということを手を挙げました。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

それでは、またそこの記述についてご意見をいただけますでしょうか。

では、先に新さんが手を挙げられたので、新さん、お願いいたします。

【新協議員】 いつまでもこんなことをやっていたってしょうがないので、武田さんの言われたこともちょっとわかるので、文章がうまくないような気がするんですね。

最初から読みますと、「本中間とりまとめは、住民協議員から提案されたとりまとめ案を」、「とりまとめ案」は「各案をもとに」というふうに直せばいいと思うんですね。「協議員有志から構成される運営懇談会で検討され、協議会の議論を経て、協議員全員で作上げたものである」、こういうような形だったら誰も文句はいわないんじゃないですか。

どうですか。皆さんに聞きたいんですけども。

【司会（西川）】 では、今の新さんのご提案についてはご意見ございますでしょうか。

では、秋山さん、お願いいたします。

【秋山協議員】 また言葉の問題で時間がかかるようになってきてしまいました。

協議員全員ということをやっぱりこだわりがあるということからこういうことが始まったと思うんですけども、今、新さんもおっしゃいましたけれども、いわゆる曖昧模糊だけれども、きちっとした報告書だ、こういう形になればいいんじゃないかなと私は思うんですけども、「協議会での論議を経て報告書としたものである」、こういう形で出せば、全員で作上げたものでもなく、こだわりもなく、「協議会での論議を経て報告書としたものである」、こういう簡潔なのでは具合が悪いですかねとお尋ねしたいんですけども。

【司会（西川）】 ご提案がございましたが、ここの表現につきまして、他にご意見はございますでしょうか。

それでは、幾つかご意見をいただいていますので、また手を挙げていただいたりすると混乱をするかと思しますので、1つ一番簡単な案で私の方からご提案させていただいて、それで皆さんの確認をさせていただくということによろしければそうさせていただきますが、よろしいでしょうか。

修正をできるだけ少なくして一番簡単にということであれば、2行目の「協議会での議論を経て、協議員全員で作上げたものである」というのが一番簡単な案かなと思います。これを軸に皆さんでご確認させていただいて、ご異論がなければそのように修正させていただきますが、よろしいでしょうか。

では、そのような形で修正をさせていただきます。

栗下さんのご意見につきましては、以上で確認をさせていただきます。

続きまして、江崎さんの方からご意見がございました2ページ目の10行目の最後「各論点について」の後の「具体的な対策など」、これを削除するべきではないかというようなご意見と理解してよろしいでしょうか。

この点についてご異論、ご異議ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご異議ないようですので、「具体的な対策など」、2ページ目の10行目でございますが、削除させていただきます。

続きまして、5ページ目の19行目の後に、現在運用されている換気所について、そのところをもう一度ゆっくりとご発言いただくと助かるんですが、よろしいですか。

【江崎協議員】 はい。

「現在運用されている換気施設で最大の交通量が通った場合は何カ所必要になるのかについても示されるべきである」。19行目の下に追加で入れていただきたいんです。

【司会（西川）】 5ページ目の19行目の下に追加するということですね。

伊勢田さん、お願いします。

【伊勢田協議員】 事実関係でございますけれども、江崎さんの方からは交通が最大になるような、いわゆる可能交通量みたいなもので検討していくというのは、この換気所に限らず、環境の影響についてそういうご指摘があったというように認識はしているんですが、換気所の数について、現在運用されている換気施設で最大交通を通したときに何力所になるのかというようなことを、一連の換気所の数で相当いろいろ議論があった中では、私はそういうご意見があったという認識はしていないんですけれども。

ですから、交通量のお話であれば、「論点」の8ページの3行目に「周辺地域への影響を検討する際には、交通量が最大となるケースでの検討も行うべきこと」、これが江崎さんのご主張じゃなかったかとは思っているので、ちょっとそういう事実がないんじゃないかしらということでございますが。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

では、その点について、江崎さん、よろしいですか。

【江崎協議員】 それは第20回の議事録を見ていただくと、15ページ目の真ん中あたりに私の発言として書いてあります。真ん中より大分下ですね。「この外環に関しては、現在運用されている換気施設で最大の交通量が通った場合はどうなるのか、換気施設が何力所必要なのかとか、どういった周辺への影響があるのかといったことを示していただきたい。」ということです。

これは、そうなってほしいというお気持ちはわかるんですけれども、やはり可能性だけで議論するのは危険なので、是非入れていただきたいということです。

【司会（西川）】 第20回の15ページ目の下の方のところでございますね。

これについて、では、この発言の内容と同じものを先ほどの中間とりまとめ案の5ページ目の19行目の下に追加するというようなご提案ということでございますが、これについてご意見ございますでしょうか。

伊勢田さん、お願いいたします。

【伊勢田協議員】 「とりまとめ」は、出た意見を全部列挙するような書き方になっているわけじゃないと思うんです。今江崎さんがおっしゃったご意見は、いわゆる代表的なご意見として協議員の皆さんのご理解、ご確認がされるのであれば追加されることのあるのかなと思いますけれども。

【司会（西川）】 それでは、今の第20回の15ページにありますご発言の内容を、中間とりまとめ案5ページ目の19行目の下に入れることについて、主な意見としてここに入れることについてご意見はございますでしょうか。

樋上さん、お願いいたします。

【樋上協議員】 ここに「最大の交通量が通った場合」とございますけれども、こういう換気扇だとかこの辺の数だとかを判断するときには、「最大」という言葉だけでは不十分だと思うんです。実際に設計するときには、幾らかのセーフティーファクター（例えば、最大交通量×1.2）を考慮して判断しなきゃならないのが普通じゃないかと思うんです。

そういう意味で、先ほど柴田さんから発言があった「慎重に検討されるべきである」と、「慎重」という言葉で、そこにそういうものが含まれているという意味ではいけないでしょうか。

【司会（西川）】 今、樋上さんの方からご提案がありました。

先ほど5ページ目の19行目を修正させていただきまして「慎重に検討されるべきである」ということを入れたことで第20回の際にあったご意見については含まれるのではないかなというご提案でございましたが、それについて、では、江崎さん、お願いいたします。

【江崎協議員】 換気所の数というのは住民にとってはかなり関心の高いことだと思い

ます。どうも換気所は最低3カ所で足りませうという、その「3」という数がよく出てきて強調されているんですが、そうならない場合もあり得るんだということも十分に考慮されなくてはいけないという意味で、やはりこれはぜひ入れておいていただきたいと思ひます。

【司会(西川)】 それでは、ご意見を、渡辺さん、お願いいたします。

【渡辺協議員】 最大といひますけれども、先日の伊勢田協議員の説明では、開口部についてはとにかく換気所を作るといふことなわけですね。ジャンクションが3つあるからその近辺で。あとインターができればその近辺でもといふ話であって、現在の技術力ではかなり可能になってきて、開口部だけで済むといふ説明をしているわけですから、現状の台数のマックスの数字を見てどうなるといふても、多少参考にはなると思ひますけれども、それでどうなるのといふ話と違ってくると思ひます。

伊勢田協議員が、ただやみくもに根拠もなしに最低限3つあれば済むといふたのでなければ、やはり開口部だけはとにかくつけなきゃいけないといふ話で納得できないかと思ひます。

【司会(西川)】 今のお二方のご意見を踏まえますと、5ページ目の19行目の「慎重に検討されるべき」といふので趣旨が入っているといふのと、もう1つは、後の方で、8ページ目の3行目でございますが、「交通量が最大となるケースで」といふところにも趣旨が含まれているといふところで、第20回のご発言の趣旨は含まれているのではないかといふようなご意見だったかと思ひますが、この点についてご異論ございますでしょうか。

では、柴田さん、お願いいたします。

【柴田協議員】 換気所の数とか設置の場所とか換気所の規模、大きさ、そういったものは本当に慎重に検討していかないと、単に最大交通量だけで考えると大きな間違いを起こすわけですね。

僕としては、例えばの例でいひますと、合流式下水道と同じじゃないかと思ひます。雨水と一緒に処理している合流式下水道は、大雨が降ったら下水処理場では処理し切れませんから、それを途中で越流せきで川に放流していくわけですね。ですから、何かあったときにそれを途中で処理していかなくちゃならないといふ緊急の事態を想定したものを考えていく必要があるわけで、それでさっき樋上さんはそういう安全を見た設計をしなくちゃいけないといふ専門的な立場からのお話をしているわけですね。

そういう意味で、箇所数だとか設置の場所とか規模、能力なんといふものは、相当慎重なデータのもとに検討していく必要があるわけで、最大交通量だけで物事を考えちゃいけない、そういう指摘をしておきたいと思ひます。

以上です。

【司会(西川)】 どうもありがとうございました。

追加することについてはいろいろなご意見がございましたので、今のような「慎重に検討される」といふところで含むといふことでご異論がなければそのようにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、江崎さんからご提案がございました8ページの2行目でございますが、「既設の外環で予測を上回る」の「上回る」の前に「大きく」を追加するといふ趣旨でよろしいでしょうか。

「大きく上回ることになっており」といふふうに修正をさせていただくことでご異論はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご異論がないようですので、「大きく上回る」に修正させていただきます。

15ページ目でございますが、2行目から6行目までの記述を、「国から換気所の考え方について説明があった」といふふうに記述を修正するといふようなご提案だったと思ひますが、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

この修正意見について、ご異論、ご異議ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければそのように修正させていただきますが、よろしいですか。

では、そのように修正をさせていただきます。

最後に26ページでございますが、24行目から30行目については「第三者機関」として書き出す。それから31行目から27ページの最後までについては「協議会のあり方」のところにを入れるというようなご提案だったかと思いますが、これについては栗林さんからご提案いただいたのだとは思いますが、ご提案いただいた方のご意見もございませぬが、そのようなご提案がありました。

この点についてご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご異論がなければ、今のような形で、24行目から30行目については「第三者機関」ということで独立、31行目から次のページの最後までを の中に入れるということ で修正をさせていただきます。

【渡辺協議員】 すみません。この話は懇談会のときにも出たのじゃなかったですか。それで結局そうしなかったんじゃないかと思うんですけども、違いましたか。懇談会のときに江崎さんからそういう提案があったと思うんですよ。

【江崎協議員】 いいえ、してないです。

【司会（西川）】 いえ、それは違うと思えますけれども。

もし事実関係の確認が必要であれば事務局から説明をしますが、よろしいですか。

では、ご提案どおり26、27ページ目については修正をさせていただきます。

以上で一通りご意見をいただいた点について順次確認をさせていただきましたが、全体を通して最後に確認していただきたいと思えます。

あと、別紙2と別紙3については、江崎さんの方から体裁についてご意見がございまして、お手元にお配りしている2枚に体裁の対案としてご提案しております。バラでお配りしております。

事務局の人、少しわからない人がいるので探していただけますか。

では、濱本さん、お願いいたします。

【濱本協議員】 この間の懇談会でもこの話が出ましたけれども、A4内でできるのならば、こういう小さな字では、年寄りから若い人が見られるんだから、せっかく国と都が出されたのだから、それはそれとして尊重すべきだと思えるので、ある程度わかる範囲ならば、最初の添付のままでいいと思えますよ。3枚になったっていいじゃないですか。

【司会（西川）】 はい、わかりました。

では、別紙2と別紙3につきましては今のようなご意見がございましたが、他にご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

では、江崎さん、お願いいたします。

【江崎協議員】 改めてこのとりまとめの全体を通して読んだ印象なんですけれども、協議員の人数構成からいっても沿線関係者中心の会のはずなのに、どうも国や東京都の言葉とか、さらに資料まで随分場所をとっているなという印象を受けました。沿線協議会ですから、本当は沿線住民や区市が外環に何を期待し、何を心配し、何に疑問を持っているかといったことを明らかにして整理していくべき会だと思います。ところが、中を見ると、特に4ページ目の5とか5ページ目の6とか15ページ目、これは先ほど修正がありましたけれども。国や都の説明がとても丁寧に何度も何度も出てきて、これをどう扱うかということは、PIを私たちがどう考えているかという問題でもあると思えます。

国や都が何かを出して、それに対して意見をいうとか、受け身としてしか存在できないのか。それとも、あるいは私たち市民の側から積極的にこういう方法でこういう手順で検討してほしい、必要性を判断するためにはこういうデータを出してほしいと提案し、PIをデザインしていくのか。もし後者だったら、私たちがどう考えているかを中心にまとめられるべきだと思います。

運営懇談会でも、この別紙2、3については、このままでいいとか、いや、つけるべきじゃないとか。私からは、そうではなくて、これはもうあくまでも参考資料としてイメージだけわかればいいので、この3点というか、別紙2と3をそれぞれA4一枚におさめてもいいんじゃないかというようなことを提案しました。

ただ、せめてもの提案ですけれども、もしこれをこういうふうに出されるのであれば、上の見出しというのは、「国と東京都が平成15年1月に発表した方針」ということではなくて、「協議会で問題となった方針」というふうにかかれるか、あるいは、この方針だけではなくて緊急アピールを同時に添付するとかといった工夫をされてはいかがかなと思います。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

今の点は16、17、18ページの別紙2、3でございますが、まず体裁については、今日運営懇談会の提案としてお配りしているもので特にご異論がないのかと思いますが、江崎さんの提案は、そのかわりに表現、タイトルを変えるということですか。

「協議会で問題となった方針」というような趣旨でタイトルを変えてはどうかということと、緊急アピールをこの中にも入れた方がいいのではないかなというようなご提案でしたが、その点についてご意見ございますでしょうか。

武田さん、お願いいたします。

【武田協議員】 タイトルは、問題になったと言わなくて、これは国と東京都が発表したものだという扱いでいいでしょう。

ただし、これだけなぜ上質紙で出すんですか。これは別の強調が出てきますね。ザラ紙の目立たない形でいいものであって、ちょっとおかしいよね。これは明日発表するのかどうか知りませんが、多少時間をかけても、本紙と同じ普通のザラ紙で入れた方がいいと思う。

それから、18ページ目のタイトルも、ここだけ大きい。16、17と同じポイントで扱ってください。

それで、18ページはどうしてもカラーで出したいわけね。

【司会（西川）】 事実関係としては、物自体がカラーということだと思います。

【武田協議員】 いずれにしても、これは本文の紙と同じにしてください。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

今の提案は、タイトルについてはそのまま、16、17、18ページですが、紙については他のページと同じ紙質にする。18ページのタイトルの大きさについては、16ページと17ページのタイトルと同じ字の大きさにするというようなご提案でありましたが、これについてはご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。そういう形に修正させていただきますが。

それでは、別紙2、3については今のご提案どおり修正をさせていただきます。

江崎さんの緊急アピールを入れてはどうかというようなご提案でございますが、それについてはご意見ございますでしょうか。特になければ原案どおりで……。

では、柴田さん、お願いいたします。

【柴田協議員】 本文の3ページに、この方針の発表について「次のような意見が出された」ということで、緊急アピールの内容を要約したような形で出されているんじゃないかと思うんです。緊急アピールというのは有志という形で出されていますので、ここでそういう意見が本文で述べられていれば、それでいいんじゃないかなという意見です。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。

内容については本文の中に入っているのではないかなというような柴田さんのご提案でございますが、それでご異論がなければ、特にその点については修正をしないということしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、江崎さん、お願いいたします。

【江崎協議員】 恐らくこの中間とりまとめをご覧になる一般の方というのは、中までじっくり読むというよりは、ぱらぱらとご覧になるのかなと思うんです。そのときに、後にこういう方針がきちんとしていて、PI協議会で追認したような印象を受けるんじゃないかなと思います。そこで、やはりただつけるというよりは何か一工夫が必要だろうと考えたんですけれども、いかがでしょうか。

【司会(西川)】 今の江崎さんのご意見についてご意見ございますでしょうか。他の方でご意見はございますでしょうか。

では、平野さん、お願いいたします。

【平野協議員】 先ほど来、運営協議会の中でこれまで整理してきた内容ですから、やはりこの中でまとめ上げていただくのが一番よろしいのかなというふうには私は思いますけれども。

【司会(西川)】 では、新さん、お願いいたします。

【新協議員】 江崎さんのおっしゃることはよくわかるんですが、これは結局、国や東京都の言っていることが前面に出てきているというんだけれども、これというのは、PI協議会で徹底的に国や東京都に我々住民側の人たちが資料を出せといった結果出てきたことでありまして、だから、これが必ずしも宣伝になっているというものでもなさそうだと私は思うんです。確かに国や東京都の立場を出していることは事実ですけれども、彼らもまた協議員の一員ですから、当然いうべき権利はあるわけでありまして、住民と対等に話し合うということですから、それはそれで私はいいと思う。

ただ、問題は、この中間とりまとめを見ないだろうとおっしゃったけれども、でも本当は、例えばオープンハウスあたりにいきますと、これからこれが実際住民との話し合いの中核をなすものになるだろうと思うんです。これは恐らく一言一句に至るまで全部、そのときの状況にもよりますけれども、取り上げられていくようなものになると思いますので、読まれないということはないと思います。いろんなところをみんな拾い読みはするでしょうが、必ずこれは自分の意見を集約するために非常に貴重な資料になるだろうというふうに私は考えます。だから、私はこれはこのままでいいだろうというふうに思うんですが。

【司会(西川)】 どうもありがとうございます。

時間もございますので、今のご意見を聞いておりますと、例えば緊急アピールの内容は本文に含まれているというところもありますので、先ほど確認させていただいたとおりの修正を別紙2と3はさせていただいて、その他については原案どおり、懇談会からの提案どおりというふうにさせていただきますが、それでご異論、ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、今まで提案された意見につきましては確認をさせていただいておりますが、他に、最後に、よろしいでしょうか。

最後に、手書きで事務局の方で先ほど確認させていただいたものをお配りをさせていただいて、残り時間、もう時間も過ぎておりますので、簡単に確認させていただきたいと思えます。配ってもらえますか。

では、武田さん、お願いいたします。

【武田協議員】 配っている間、時間がもったいないから、他のことを聞いていいですか。

けさの新聞折り込みに入れたこのことなんだけれども、「外環ジャーナル」の2ページ目。ちょっと裏を見ていただきたいんだけれども、一番上の段の「第15回・3月4日(火)影響について議論」というところの説明なんですけど、一番上の段の後から7行目、これちょっと理解ができないんだけれども、「住民参加でPIを監視する機関を作り、今後を議論していくべき」といった意見が出されました」と、これは非常に舌足らずなんだよね。

だれが監視するんですか、監視されるのはこのPIですか。非常に説明不十分だと思うのです。これは各紙に新聞折り込みをしていますね。非常に誤解を生むわけ。

今朝、実はうちの女房にいわれたんです。「あなたは、住民参加でPIを監視する機関を作るといっても、そんな監視されるような機関のメンバーになっているのか」と。非常にこれは舌足らずですね。

これはどういうことか、ちょっと事務局、説明してください。

【司会（西川）】 わかりました。では、事務局から確認をさせていただきます。

【事務局（伊藤）】 武田さんのご主張は、「住民参加でPIを監視する」、まるで住民参加でこのPI協議会を監視するというふうに読めるんじゃないかというご指摘だと思います。これはちょっと紙面の都合もあって言葉足らずのところもあり、誤解を招いていると思います。その点はお詫びします。

ここに書いている趣旨なんですけれども、今日のとりまとめの中にもありましたように、今後、国と東京都が沿線協議会で行った約束などについて、それを遵守しているか、国と東京都が今後やっていくPI活動について住民参加で監視していく、そういう機能をつくっていくべきである。まさに今日のとりまとめの最後の今後の課題のところに書いてある部分を書いたつもりです。言葉足らずだったことはありますので、今後はこういうことのないようにきちんと書いていきたいと思います。

【司会（西川）】 それでは、お手元にA3の紙で先ほど確認させていただいたものを手書きで修正したものを配っておりますので、ちょっと駆け足ですが、確認をさせていただきます。

1 ページ目は「協議員全員で作上げたものである」と2行目を修正させていただきます。

2 ページ目でございますが、10行目「具体的な対策など」を削除させていただきます。

4 ページ目でございますが、11行目に「地元の意向を踏まえて」と追加をさせていただきます。

それから（4）と（5）の間に東名以南についての内容を確認させていただきます。時間の都合上、内容について読み上げは省略させていただきます。

5 ページ目でございますが、19行目を「早急に示し、慎重に検討されるべきである」と修正をさせていただきます。

6 ページ目でございますが、24行目「練馬区」を削除とさせていただきます。

8 ページ目でございますが、2行目「予測を上回る」を「予測を大きく上回る」に修正させていただきます。

15 ページ目でございますが、2行目から5行目を「国から換気所の考え方について説明があった」と修正させていただきます。

26 ページについては、24行目以下を「第三者機関」とさせていただきますして、31行目以降をの中に追加すると修正させていただきます。

それから、遅れてお配りしておりますが、18ページでございますが、タイトルの大きさを修正、それから紙の材質を他のページと統一という形で修正させていただきます。

以上で修正事項はよろしいでしょうか。

では、道家さん、お願いいたします。

【道家協議員】 16ページのところの修正は、27ページの方も含めてこっちに入れるんじゃないんですか。

【司会（西川）】 そうですね。26ページの31行目以降全体を……

【道家協議員】 以降という意味ですね。

【司会（西川）】 以降ということで確認をさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

では、特にご異議がなければ、このような形で中間とりまとめの方を修正させていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局の方から報告をさせていただきます。

【事務局（伊藤）】 今日の中間とりまとめですけれども、事務局の方で製本して、必要部数を皆さん協議員の方にお配りしたいと思います。必要部数は後ほど確認させていただきたいと思います。

それと併せて、今後各地区で行われますオープンハウスの場等を通じて広く一般の方々にも配布していきたいと思っております。また、このとりまとめについては、明日の27日に国土交通省それから東京都の記者クラブに記者発表、資料配布することを考えております。併せて、外環のホームページの方に掲載したいというふうに思っております。

以上です。

【司会（西川）】 報告事項は以上でございます。

最後になりましたが、次回の第23回の協議会の日程につきまして確認をさせていただきます。

23回の協議会につきましては、事前にお知らせしておりますとおり7月8日火曜日午後7時を予定しておりますので、案内につきましては別途事務局からご連絡をさせていただきます。

なお、協議会のメンバーにつきましては、現在各区市の方から推薦をいただいているところでございます。ご案内につきましては別途事務局の方から改めてご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、次回協議会に向けましては、運営懇談会で議題の整理をさせていただきたいと思っております。中間とりまとめがまとまりましたので、議論再開ということで議題の整理等をさせていただきますので、運営懇談会を開催できればと考えております。日時は7月3日木曜日の7時を考えておりますが、詳しいことは後ほどまた事務局の方からご連絡をさせていただきます。

大分時間が過ぎてしまいました。今日の議論は以上でよろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

では、井上さん、お願いいたします。

【井上協議員】 今事務局の方から必要部数という形でいわれたんですが、それは今後事務局の方に何部という形で連絡すればという形ですか。

【司会（西川）】 はい、事務局の方にお問い合わせいただければ、その部数を用意させていただきますので、その点もご連絡をいただければと思います。よろしく願いいたします。

他によろしいでしょうか。よろしければ、予定時間を過ぎておりますので、以上をもちまして第22回PI外環沿線協議会を終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

了